

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、本村地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村地区）を行うことについて平成30年3月16日認可した。

平成30年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造